

板倉町役場庁舎建設設計業務プロポーザル参加書類作成要領

1. 基本事項

参加表明書（様式第1号）及び技術提案書（様式第3号～第5号）（以下、「プロポーザル参加書類」という。）は、板倉町役場庁舎建設設計業務の業者選定を行うための資料である。

指名通知書を受領後、当該業務に参加する意思がある者は、参加表明書を提出することとする。技術提案書の作成において、不明な点がある場合は、質問書（様式第2号）により、回答を求めることとする。

なお、技術提案書により提案された内容のすべてが設計等の条件になるものではなく、さらに、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（設計図、透視図、模型写真等）の作成や提出を求めるものではない。

2. 参加表明書（様式第1号）の作成及び記載上の留意事項

様式第1号は、提出者の住所、商号又は名称、代表者の氏名、建築士事務所登録番号及び担当者の連絡先を日本工業規格A4縦用紙に記載し、押印した原本を1枚提出する。

3. 技術提案書（様式第3号～第5号）の作成及び記載上の留意事項

(1) 様式第3号は、提出者の住所、商号又は名称、代表者の氏名、建築士事務所登録番号及び担当者の連絡先を日本工業規格A4縦用紙に記載し、押印した原本を1枚提出する。

(2) 様式第4号は、業務の実施方針、実施体制、設計チームの特徴、業務の工程、設計段階における町民意見を反映させるプロセス、特に重視する設計上の配慮事項等を日本工業規格A3横用紙1枚に記載すること。

(3) 様式第5号は、「板倉町役場庁舎基本計画」の内容を踏まえ、技術提案（プロポーザル）のテーマ①から⑤について、日本工業規格A3横用紙それぞれ1枚に記載すること。

【テーマ①】：既存施設を含めた土地利用等に配慮した建築計画及び土地利用計画に関する考え方

- ・中央公民館、海洋センター、保健センターなどの既存施設と役場庁舎の動線計画について

【テーマ②】：防災・災害復旧拠点施設としての役割を十分に果たせる庁舎実現のための建築計画、構造計画、建築設備計画等に関する考え方

- ・災害発生時において、庁舎機能を維持できるような建物計画について
- ・緊急時の一時的な避難所など防災への備え等について
- ・災害時におけるライフラインの確保について

【テーマ③】：省エネルギー化や自然エネルギーの活用などに配慮した建築計画及び建築設備計画等に関する考え方

- ・自然採光、自然通風など自然との共生に配慮し、温室効果ガス等の排出の削減など環境にやさしい施設について
- ・建設コスト抑制と省エネルギー化・自然エネルギー活用について

【テーマ④】：庁舎として必要となる施設機能を満足し、経済性や耐久性に配慮し、ライフサイクルコストの低減及び庁舎の長寿命化を実現するための建築計画に関する考え方

- ・設備計画上のライフサイクルコスト縮減への工夫について
- ・近年の建築コスト上昇に対するコスト低減について
- ・新築後十数年経過した際の耐久性等を意識した工夫について

【テーマ⑤】：その他の提案

- ・これまでの御社の実績等を踏まえ、当町の新庁舎建設に必要になると予測される課題について独自に設定

(4) 様式第4号及び第5号の記載にあたっては、次の事項に留意すること。

なお、下記の提案表現の制限に抵触する図面等があった場合は、減点の対象とする場合がある。

- ① 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
 - ② 文字は読みやすいように10ポイント以上の文字とする。なお、図・表中の文字についてはこの限りではないが、読みやすさに配慮すること。
 - ③ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現をしてはならない。
 - ④ 具体的な設計図・模型写真・透視図等を使用してはならない。なお、プロポーザルにおける表現の許容範囲については、イメージスケッチ略図で表現すること。
 - ⑤ 表、イメージスケッチ略図等をカラーで表現することは構わない。
- (5) 様式第4号及び第5号は、提供者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な会社名等）は記載しないこと。

4. その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。
- (2) プロポーザル参加書類に虚偽の記載をした場合には、参加表明を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行う場合がある。
- (3) プロポーザル参加書類の作成のために発注者から受領した各種資料は、発注者の了解なく公表、使用してはならない。
- (4) 審査におけるプレゼンテーションは、各社で用意したパソコン（パワーポイント

等のソフト入り) を用いて様式第4号及び第5号に記載された範囲内で実施する。